

教育委員会定例会日程

平成30年6月26日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第 27号

史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について (文化財課)

日程第2

議案第 28号

小田原市就学支援委員会の委嘱について (教育指導課)

日程第3

議案第 29号

小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について (教育指導課)

5 報告事項

(1) 学校施設のブロック塀の状況について (資料1 学校安全課)

6 その他

7 閉 会

議案第 27 号

史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について

史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について、議決を求める。

平成 30 年 6 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

文財第 号
平成30年 月 日

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員長 様

小田原市教育委員会

史跡小田原城跡保存活用計画の策定について（諮問）

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 史跡小田原城跡保存活用計画の策定
- 2 諮問事由

本市では、平成5年に貴重な歴史文化資産である小田原城跡の保存と活用を進めるため、その大半が城址公園となっている近世本丸・二の丸部分について、史跡整備の基本的考え方をまとめ、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」を策定しました。また、平成22年に戦国時代当時のままの堀と土塁が良好に残されている八幡山古郭及び総構について、史跡の保存管理・整備活用の方針として「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を策定しました。

しかしながら、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」及び「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」については、策定から相当の年数が経過しており、史跡の追加指定や史跡整備等の状況変化などによる時点修正、史跡と緑の共生など新たな視点から見直す必要が生じています。

そして、平成29年度にスタートした本市の総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画・第3次実施計画の「歴史資産の保存と活用」において、「小田原の貴重な地域資源である歴史資産の調査や保存、整備を進めるとともに、市民や来訪者が小田原の歴史を深く理解できるよう公開し、活用する」ことを基本方針として、「小田原城跡本丸・二の丸の整備と、八幡山古郭・総構の保存、整備、活用を進める」ことが位置づけられました。

そこで、この総合計画に基づき、国指定史跡である史跡小田原城跡の歴史的な価値を明確にするとともに、今後の保存、整備、活用をさらに推し進めるべく、その基本的指針を示すため、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」及び「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を見直すとともに、これらを合わせて、新たに史跡小田原城跡全体に係る「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定すべく諮問するものです。

議案第 28 号

小田原市就学支援委員会の委嘱について

小田原市就学支援委員会の委嘱について、議決を求める。

平成 30 年 6 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市就学支援委員会委員名簿

任期：平成30年7月1日～平成31年6月30日

No.	選出区分	氏 名	所 属 等
1	医 師 推	寺 崎 雅 子	小田原市立病院 副院長
2	〃 推	松 田 基	小田原市立病院 副院長
3	〃 推	早 川 典 義	曾我病院 医師
4	学識経験者	小 倉 直 子	小田原短期大学 保育学科 講師
5	〃	田 中 早 苗	心理判定員
6	〃	井 野 実 知 留	心理判定員
7	〃	末 藤 晃 英	小田原市立下中小学校 校長
8	〃	岩 崎 由 美 子	小田原市立橋中学校 校長
9	本市を管轄する児童相談所職員 推	星 野 幸 雄	小田原児童相談所 子ども支援課 専門福祉司
10	本市区域内の特別支援学校教員 推	添 田 美 恵 子	神奈川県立小田原養護学校 総括教諭
11	特別支援学級設置小学校長	鍋 倉 かつみ	小田原市立東富水小学校 校長
12	小田原市立中学校長	永 井 正	小田原市立城南中学校 校長
13	特別支援学級担任	岡 崎 真 千 子	小田原市立久野小学校 教諭
14	〃	高 須 雄 大	小田原市立桜井小学校 教諭
15	〃	野 地 みおき	小田原市立下曾我小学校 教諭
16	〃	勝 俣 みどり	小田原市立白山中学校 総括教諭
17	〃	興 津 敬 代	小田原市立城北中学校 教諭
18	教育委員会が必要と認める者 推	遠 藤 志 保	障がい福祉課 障がい者支援係長
19	〃 推	内 田 暁 子	子育て政策課 こども相談担当課長
20	〃 推	下 澤 栄 子	子育て政策課副課長 (つくしんぼ教室係長事務取扱)
21	〃 推	北 嶋 香 里	健康づくり課 主事
22	〃	田 村 寿 治	特別支援教育相談室あおぞら 相談員
23	〃	清 水 里 佳	コミュニケーションの教室「フレンド」教諭
24	〃	町 井 敦 子	ことばの教室 教諭
25	〃	石 井 美 佐 子	教育指導課 課長

議案第 29 号

小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について

小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について、議決を求める。

平成 30 年 6 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市立中学校に係る部活動の方針（案）

平成30年6月〇〇日

小田原市教育委員会

小田原市立中学校に係る部活動の方針（案）

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。神奈川県では、国のガイドラインに則り、平成30年4月に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。
- 小田原市教育委員会では、小田原市立中学校に係る部活動について、国のガイドラインに則り、神奈川県の方針を参考に、本方針を策定した。
- なお、本方針では、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいことから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- ウ 日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

エ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

オ 校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。また、休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

◎週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日を設けること。

[具体的な運用について]

- ① 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、授業日及び休業日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際に、ひと月のうち、授業日及び休業日にそれぞれ少なくとも1日(休業日は半日×2日も可)以上の休養日を設けるようにする。

[52日の考え方]

- ① 授業日は放課後の部活動が行われない日を1日とする。
- ② 休業日(祭日等を含む)は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、休業日と同様の扱いとする。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのスポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 取組の検証

本指針に示す小田原市立中学校の部活動に係る取組については、平成30年度中に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。